

退職手当に関する負担金条例の改正内容

1 一般職の職員に係る一般負担金率の改正(第2条第1項)

- (1) 内 容 「203/1000」を「208/1000」に引き上げた。
- (2) 施行日 平成19年4月1日

2 地方自治法の改正に伴う改正(改正条例附則第2項)

- (1) 内 容 平成19年4月1日以後も「収入役」として在職するものとされた者に対する経過規定を設け、特別職の職員に係る一般負担金の対象とした。
- (2) 施行日 平成19年4月1日

3 特別負担金の廃止(第7条3号)

(1) 内 容 「退職前1年以内に退職1年前の号給より2号給(公務上死傷病の場合は3号給)を超える上位の号給に昇給した場合に負担する退職時の給料月額で算出した退職手当と退職1年前の号給より2号給上位の号給の額で算出した退職手当との差額」を廃止した。

(2) 施行日 平成19年4月1日

4 新たな特別負担金の設置(第7条5号)

(1) 内 容 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る新たな特例措置制度の導入に伴い、「新たな特例措置制度による退職手当の額と新たな特例措置制度を適用しなかった場合に算出される退職手当の額との差額」を新たな特例措置制度を適用した場合に負担する特別負担金として設けた。

(2) 施行日 平成19年2月16日